

令和4年第3回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第 3 号	専決処分事項の承認について	1
2	報告第 4 号	専決処分事項の承認について	10
3	第 49 号議案	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	19
4	第 50 号議案	吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	22
5	第 51 号議案	吉川市税条例等の一部を改正する条例	26
6	第 52 号議案	吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	48
7	第 53 号議案	吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	53
8	第 54 号議案	工事請負契約の締結について	55
9	第 55 号議案	工事請負契約の締結について	56
10	第 56 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	57
11	第 57 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	58
12	第 58 号議案	損害賠償の額を定めることについて	59
13	第 59 号議案	市道の路線認定について	60
14	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	61
15	第 60 号議案	令和 4 年度吉川市一般会計補正予算（第 1 号）	—
16	第 61 号議案	令和 4 年度吉川市一般会計補正予算（第 2 号）	—

報告第3号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）を改正する必要があるため、令和4年3月31日に吉川市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和4年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

吉川市長

吉川市条例第11号

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 <u>削除</u>	<u>(電子申告等)</u> 第5条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）のうち、規則で定めるものについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項の電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うことがで</u>

<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8 <u>第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条<u>第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 <u>第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しな</p>	<p>きる。</p> <p><u>2 電子情報処理組織を使用して行われた申告等は、市の使用に係る当該申告等を受信するために設置された電子計算機の記録媒体への記録がされた時に市に到着したものとみなす。</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8 <u>第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条<u>第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 <u>第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しな</p>
---	---

<p>い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の</p>	<p>い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の</p>
---	--

<p>条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第2号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定</p>	<p>条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第2号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定</p>
---	---

<p>の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
--	---

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった 理由</p> <p>12及び13 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3の2の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。）に100分の5（商業地等に係る令 和4年度分の固定資産税にあつては、100分 の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の 固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定の</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附 則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月 を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12及び13 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3の2の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加 算した額（令和3年度分の固定資産税にあつて は、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当 該宅地等が当該年度分の固定資産税について第 349条の3又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>
---	---

<p>適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の吉川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日に吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和4年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

吉川市長

吉川市条例第12号

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略	1 略
（法附則第15条第15項の条例で定める割合）	（法附則第15条第16項の条例で定める割合）
2 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定	2 法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市の条例で定

<p>める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p>6 <u>法附則第15条第44項に規定する市の条例</u> <u>で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
---	---

8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 略

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調

7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 略

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整

整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 3 略

（市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例）

1 4 前項の規定にかかわらず、市税条例附則第13条の2の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、

1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 2 略

（市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例）

1 3 前項の規定にかかわらず、市税条例附則第13条の2の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条中「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条

<p>同条の規定の例により算定した税額とする。</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>17</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>18</u> 附則<u>第8項</u>及び<u>第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則<u>第8項</u>及び<u>第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第8項</u>、<u>第9項</u>、<u>第11項</u>及び<u>第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則<u>第11項</u>から<u>第13項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則<u>第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第14項</u>から<u>第16項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則<u>第15項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p>の規定の例により算定した税額とする。</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>16</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>17</u> 附則<u>第7項</u>及び<u>第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則<u>第7項</u>及び<u>第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第8項</u>、<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則<u>第10項</u>から<u>第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則<u>第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第13項</u>から<u>第15項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則<u>第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>
---	---

<p>(読替規定)</p> <p><u>19</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>20</u> 略</p>	<p>(読替規定)</p> <p><u>18</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>19</u> 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吉川市都市計画条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第49号議案

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和58年吉川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 <u>この条例において「現物給付」とは、市が第6条第1項に規定する受給者に代わって一部負担金を医療機関等に支払うことをいう。</u>	(定義) 第2条 略 2及び3 略
(支給の方法) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長は、現物給付ができる埼玉県内の医療機関等において受給者が医療を受けたときは、規則に定める手続に従い、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u> 3 略	(支給の方法) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、規則に定める手続に従い、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u> 3 略

(吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市子ども医療費支給に関する条例(平成13年吉川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 現物給付 市が受給資格者に代わって子ども医療費を医療機関等に支払うことをいう。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>現物給付ができる埼玉県内の医療機関等において子どもが医療を受けたときは、市長は、子ども医療費について、受給資格者に代わり、規則で定める手続に従い、当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 受給資格者は、前項の規定による<u>現物給付ができる埼玉県内の医療機関等に対する子ども医療費の支払を受けようとするときは、子どもが</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 現物給付 市が受給資格者に代わって子ども医療費を医療機関等に支払うことをいう。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)</u>において子どもが規則で定める医療を受けたときは、市長は、受給資格者が当該指定医療機関等に支払うべき子ども医療費について、<u>当該受給資格者に代わり、当該指定医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 受給資格者は、前項の規定による<u>指定医療機関等に対する子ども医療費の支払を受けようとするときは、子どもが医療を受ける際、指定医</u></p>

<p>医療を受ける際、当該医療機関等に対し、規則で定める受給資格証（以下「受給資格証」という。）を提示しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>療機関等に対し、規則で定める受給資格証（以下「受給資格証」という。）を提示しなければならない。</p> <p>4 略</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の吉川市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る重度心身障害者医療費及び子ども医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る重度心身障害者医療費及び子ども医療費については、なお従前の例による。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

重度心身障害者医療費及び子ども医療費の支給について、県内全域の医療機関等で現物給付化したいので、この案を提出するものである。

第50号議案

吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、<u>ひとり親家庭等医療費</u>を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この条例において「<u>ひとり親家庭等医療費</u>」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p> <p>7 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、<u>医療費の一部</u>を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この条例において「<u>一部負担金</u>」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p> <p>7 略</p>

8 この条例において「現物給付」とは、市が第6条に規定する受給者に代わってひとり親家庭等医療費を医療機関等に支払うことをいう。

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)にひとり親家庭等医療費を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 通院の場合 対象者1人につき1つの医療機関等ごとに1月当たり1,000円

(2) 入院の場合 対象者1人につき1つの医療機関等ごとに1日当たり1,200円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されないとき(所得の申告をしないことにより当該市町村民税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところ

<p>(支給の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、現物給付ができる埼玉県内の医療機関等において対象者が医療を受けたときは、市長は、ひとり親家庭等医療費について、受給者に代わり、規則で定める手続に従い、当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p><u>3 受給者は、前項の規定による現物給付ができる埼玉県内の医療機関等に対するひとり親家庭等医療費の支払を受けようとするときは、対象者が医療を受ける際、当該医療機関等に対し、規則で定める受給者証を提示しなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による支払があったときは、受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。</u></p>	<p><u>により当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金</u></p> <p><u>(2) 薬局から受けた療養に係る一部負担金</u></p> <p><u>(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係るひとり親家庭等医療費について適用し、同日前に受けた医療に係るひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

ひとり親家庭等医療費の支給について県内全域の医療機関等で現物給付化するとともに、受給者の自己負担金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第51号議案

吉川市税条例等の一部を改正する条例

(吉川市税条例の一部改正)

第1条 吉川市税条例(昭和30年吉川町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後号とし、移動条項等に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後号に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数料は、吉川市手数料条例(平成12年吉川市条例第6号。以下「手数料条例」という。)に定めるところによる。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料は、吉川市手数料条例(平成12年吉川市条例第6号。以下「手数料条例」という。)に定めるところによる。</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p>

<p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p>
<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得</u></p>

<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは埼玉県税条例（昭和25年埼玉県条例第38号）第25条の2第3号及び第4号に掲げるものに対する寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第</p>	<p>の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）</p> <p>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書</u> <u>（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは埼玉県税条例（昭和25年埼玉県条例第38号）第25条の2第3号に掲げるものに対する寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3</p>
--	---

<p>34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>
<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の</p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の</p>

<p><u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶</p>	<p>申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の</p>
---	---

<p>養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)の項に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>	<p>規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)の項に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p>	<p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p>
<p>3～9 略</p>	<p>3～9 略</p>
<p>第36条の3 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p>	<p>第36条の3 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p>

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 略

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところ</u></p>	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>
--	---

<p>により、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（<u>法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。</u>）の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間におい</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。</p>
--	--

<p>て納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p>
--	--

<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が<u>前年分の所得税</u>について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき<u>同条第1項の規定の適用を受けた場合</u>に限り適用する。</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が<u>当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税</u>について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき<u>前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用する<u>ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定</u></p>
---	--

<p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は<u>第37条の8の規定の適用を受けるときは</u>、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限</u></p>	<p><u>を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは</u>、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申</u></p>
--	--

<p>り、適用する。</p> <p>5 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る<u>第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき<u>(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書</u> <u>(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき<u>(条約適用配当等申告書にその記載</u></p>
---	--

<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する<u>確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年</p>	<p>がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額</p>
---	---

法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を

	<p>適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
--	---

(吉川市税条例及び吉川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 吉川市税条例及び吉川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和3年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中網掛け部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中網掛け部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<p>(吉川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 吉川市税条例(昭和30年吉川町条例第38号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。</p>		<p>(吉川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 吉川市税条例(昭和30年吉川町条例第38号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。</p>	
改正後	改正前	改正後	改正前
略	略	略	略

<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。))</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。))</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203</p>
--	--	---	--

<p>以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)</p> <p>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日ま</p>	<p>以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)</p> <p>又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、</p>	<p>条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
--	---	--	--

<p>で、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>略</p>	<p>ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>略</p>
---	--	--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中吉川市税条例第34条の7第1項、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第17条の2第3項及び附則第25条の改正並びに同条例附則第26条を削る改正並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中吉川市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項及び第2項、第36条の3第2項及び第3項、第53条の7、附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項並びに附則第20条の3第4項及び第6項の改正並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中吉川市税条例第18条の4、第73条の2及び第73条の3の改正並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日（附則第4条において「3号施行日」という。）以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の吉川市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 新条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定に

よる措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布されたことに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させる措置その他所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第52号議案

吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成10年吉川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ</p>

契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車も含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 法第142条第11項の規定により、候

契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車も含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 法第142条第11項の規定により、候

補者は、候補者1人について、7円73銭に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

2 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第2項において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

補者は、候補者1人について、7円51銭に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

2 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第2項において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

<p>第9条 法第143条第15項の規定により、候補者は、候補者1人について、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（その金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「単価の限度額」という。）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に10分の12を乗じて得た数を超える場合には、当該10分の12を乗じて得た数とし、その数に1に満たない端数があるときには、その端数を切り上げるものとする。）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第9条 法第143条第15項の規定により、候補者は、候補者1人について、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（その金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「単価の限度額」という。）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に10分の12を乗じて得た数を超える場合には、当該10分の12を乗じて得た数とし、その数に1に満たない端数があるときには、その端数を切り上げるものとする。）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとする。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を国に準じて改正したいので、この案を提出するものである。

第53号議案

吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の <u>120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の <u>120</u> 」とあるのは「100分の <u>67.5</u> 」とする。 4～6 略	(期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の <u>127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の <u>127.5</u> 」とあるのは「100分の <u>72.5</u> 」とする。 4～6 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の吉川市職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)及び吉川市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第18条第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年吉川町条例第1号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第20条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成14年吉川市条例第4号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項及び次項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項及び次項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前2項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の期末手当の支給割合の改定等を行いたいの
で、この案を提出するものである。

第54号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区下水道管布設工事（その10）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月24日まで
- 4 請負金額 295,900,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市中央三丁目38番地9
氏名又は名称 金杉建設株式会社吉川支店
代表者職氏名 支店長 藤沼修

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区下水道管布設工事（その10）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第55号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その11）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月24日まで
- 4 請負金額 190,300,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地8
氏名又は名称 日清建設株式会社東部営業所
代表者職氏名 所長 早川明男

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その11）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第56号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和4年8月31日まで
- 4 請負金額 変更前 1,302,400,000円
変更後 1,371,700,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町5丁目7番11号
氏名又は名称 ユーディケー・西山建設特定共同企業体
代表者職氏名 株式会社ユーディケー 代表取締役 関根信次

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和2年9月17日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その2）の請負契約について、調整池全体が想定以上の砂質土であったため、雨水等による法面崩壊を抑制する植生マットの整備及びグラウンドとして適していない表面の地盤の掘削をすることから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第57号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その3）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 市議会の議決を得た日から令和4年9月30日まで
変更後 市議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで
- 4 請負金額 385,000,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番4号
氏名又は名称 荏原実業株式会社関東支社
代表者職氏名 支社長 柳本将道

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その3）の請負契約について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ポンプ機器類の納入に時間を要しているとともに、先行整備となる吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その2）の進捗状況を受け、準用河川上第二大場川の護岸工事が出水期と重なることから、工期の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第58号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり物損事故により生じた損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

1 相手方 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○

2 事故の概要

令和2年7月26日午後8時00分頃、大字川藤1193番地先の市道1-118号線を走行中、道路の陥没箇所にて左側前輪が落下して、タイヤ、サスペンション等を損傷した。

3 損害賠償額 1,182,720円

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

物損事故により生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものである。

第59号議案

市道の路線認定について

次のとおり市道の路線認定をすることについて議決を求める。

路線認定

路線名	起点	終点
2-1818	大字保字仕出826番5地先	大字保字仕出827番7地先

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

大字保地内において、宅地開発における新設道路の路線認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山崎秀晃

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の山崎秀晃氏が令和4年9月30日をもって任期満了となるため、再度法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 山崎秀晃
生年月日 ○○○○○○○○
住 所 ○○○○○○○○
最終学歴 ○○○○○○○○
経 歴

平成 6年10月から
○○○○○○○○○

現在に至る

平成13年12月から
吉川市民生委員・児童委員（主任児童委員）

平成19年11月まで

平成15年 4月から
吉川市立第三保育所第三者委員

平成19年 3月まで

平成15年 5月から
少年指導委員（埼玉県公安委員会）

現在に至る

平成15年 5月から
吉川市立東中学校学校評議員

平成17年 3月まで

平成15年12月から
保護司

現在に至る

平成19年10月から
人権擁護委員

現在に至る